



日本弁理士会 副会長  
西脇民雄

## 「恩返し，とてとても」

今月のことば

*monthly word*

### 「はじめに」

平成 19 年 6 月 12 日，弁理士の資質向上及び責任の明確化，並びに知的財産に関する専門サービスに対する多様なニーズに的確に対応することを目的とした弁理士法の一部を改正する法律が国会の審議を経て成立した。

また，衆参両院において附帯決議がなされ，より具体的な内容の措置を講じるべきとされた。

これまでにこの改正に向けてご尽力された方々に深く感謝するとともに，弁理士法の改正の趣旨を踏まえて業界を発展させることの重要性を痛感する次第である。

### 「改正する法律の目指すところ」

弁理士の資質向上及び責任の明確化という目的のため，弁理士登録をしようとする者に対する登録前実務修習及び既登録者に対する定期的義務研修，弁理士試験科目の一部免除制度，並びに懲戒の種類の新設や懲戒事由の明確化とともに名義貸し禁止の措置を講ずる。

また，知的財産に関する専門サービスに対する多様なニーズに的確に対応する目的のため，「特定不正競争行為」，「水際での知的財産権侵害物品の輸出入差し止め手続き等における輸出入者側の代理業務」，「外国出願業務を行うことの明確化」等弁理士が行うことが出来る業務範囲を拡大し，特許業務法人制度の活用を促進するための制度導入，さらに利用者の弁理士選択に資するための情報を提供する。

これらに対して，日本弁理士会は各委員会に対

応を検討し，各会員が対応できるように展開している。

### 「担当委員会等」

上記の内，懲戒の種類の新設や懲戒事由の明確化とともに名義貸し禁止の措置を講ずることについては，コンプライアンス委員会，綱紀委員会，審査委員会，弁理士業務標準化委員会等で審議している。これら会員問題に関連した委員会が，この 1 年間，私が担当するところである。

これらの委員会を担当してみると，社会生活の中で当然であり，起こることが考えられないような問題が多いのである。今回の法改正に対する必要措置を講ずることにより，その多くが解決できることを期待する。

### 「五常の実践と会員問題」

私は，「五常会」と称する剣道の団体を主催している。本会は，剣道を通じて，「①五常（仁義礼智信）の実践に努め，自らを高め，社会に貢献する。②心身を錬磨し，健全なる精神の育成を図る。③寛容と奉仕の精神により会員相互の親睦を図る。」ことを目的にしている。

漢書に出典がある「五常」とは，人が常に守るべき 5 つの道徳として「仁義礼智信」をあげている。内容は，他人と親しみ，他人のことを思いやる「仁」・正しいと思うことを実行する「義」・相手を敬う「礼」・物事を論理的に認識し判断する「智」・偽りなく人を欺かない「信」である。

これら会員問題を担当してみると，五常の精神

が生かされれば問題は発生しないであろうし、解決も早かろうし、細々とした規約等も必要なくなるのではないかとつくづく思いいたすものである。

剣道においても、新たな反則が次々規定されている。試合においては、その反則を回避する技や行動がなされるのは常であり、さらに新たな反則の規定が決められる。何が正々堂々とした行為かの自己規律があれば、これに外れた自分の行為に恥ずかしさを覚え、道を踏み外さないし、他人に対してもその判断基準を採用し、公平な判断がなされる。剣道の問題も会員問題も根本的には同じで守るべきは何かで判断していけばよいのではなかろうか。

#### 「弁理士試験科目の一部免除制度」

弁理士試験における試験科目の一部免除について、特に選択科目免除対象者枠が広がり、合格者の過半数がこの対象者であることを鑑み、「不公平感と違和感を覚える。」との声がある。また、この人達にも免除を与えるべきではないかと、様々な方面からの要求が出てくる可能性がある。本来、選択科目免除者は、その科目について試験をするまでもなく合格する力を備えているとのことで免除されている。従って、これらの人達は当然合格できる実力があるだろうから、試験を受けても何ら差支えないように考えられる。多様な人材確保ならば、外部から見て弁理士が実質的に魅力ある職業であるという認識を植え付けるのが一番であろう。それには、国は制度の面から、日本

弁理士会はその運用の面から弁理士の重要性、魅力性を担保していくことである。

技術系であれば、高度な技術分野の理解力を持っていることも重要であり、顧客の信用も高めるであろうが、合格者のレベルをそこまで要望する必要はない。高校の物理・化学程度の問題を出題し、科学する心、発明に対する分析・構築能力を確認することでよい。このような人は、初めての技術分野の発明でも、技術説明を受ければ理解することが出来る。また、足りない技術力は、登録後の本人の努力次第で補えるのではないか…。この程度の問題であれば、合格すれば技術系も法律系も対処出来る資格である以上、全受験者に受けてもらえばいいと思うが、困難な場合は、法律系は最低必要とされるような素養を判断できる内容で別途考慮すればよいと思われる。

将来的には、このような方向で検討してもよいのではないかと考える。

#### 「おわりに」

日本弁理士会には30年もお世話になり、以前から何らかの形で恩返ししたいと思っておりまして、今年度、副会長に立候補し、はからずも当選させていただきました。

しかしながら、実際の会務に携わってみると、そう簡単に恩返しできるようなものではないことを実感しはじめましたが、少しでもお役に立てますよう微力ながら努力する所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。